

# 企画、設計、施工管理業務の適正執行 に関する検討会議開催要綱

制定 平成18年1月31日局長決

最近改正 令和6年3月28日技術監理担当課長決

(設置)

第1条 水道局に企画、設計、施工管理業務の適正執行に関する検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(目的)

第2条 会議は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の動きと連動して、「公正・公平な入札契約確保のための職務執行マニュアル」改正に伴う各種の検討等を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 会議は、座長、副座長及び委員をもって構成する。

2 座長は、技術監理担当課長の職にあるものをもって充てる。

3 副座長は、土木施設課長の職にあるものをもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ座長が召集する。

2 座長は、審議内容に応じ、会議に関係課長等の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 座長は、必要があると認めるときには、座長の下にワーキンググループを設けることができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、土木施設課（技術監理担当）に設置する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

管財課長  
設備課長  
配水課長  
給水課長  
柴島浄水場長  
設備保全センター所長  
水道センター所長